

COLUMN

マニフェスト情報と資源循環 ～マニフェストは資源循環情報となるか？～

株式会社 JEMS 代表取締役

須永 裕毅 SUNAGA HIROKI

(株) JEMS 代表取締役 茨城県出身 58 才
27 才で前身となる IT 企業 (株) エジソンを創業、トラックスケールのデータ処理の仕事をつかき、その後約 20 年に渡り廃棄物管理の IT システムに取り組む。現在は廃棄物処理業界向け基幹システム事業、排出事業者向けの廃棄物コンプライアンス管理事業、福島を除染事業などの災害廃棄物管理事業を手がける。2020 年に豊田通商と資本提携、トヨタグループのリバースサプライチェーンマネジメント構築に取り組む。電子マニフェスト ASP 協議会の設立当時より事務局を運営。2020 年 (公財) 日本産業廃棄物処理振興センター理事就任 (現任)



マニフェスト情報の役割は、産業廃棄物の行き先を管理し、不法投棄を未然防止するためであることは皆さんよくご存じの事と思います。つまり、適切な廃棄物管理が目的です。

一方で、「廃棄物業界」が最近では「資源循環業界」とも呼ばれるようになってきたように、適切な廃棄物管理を行うことに加えて、資源循環の促進が重要視されてきています。

そこで、今回は、マニフェスト情報を資源循環につなげるにはどうすればよいか考えてみたいと思います。

製造業の企業の方と話をすると、以前は廃棄物をいかに適正管理するかの視点でしたが、今日では、いかに再資源化率を高めるか、再資源化由来原料の使用率を高められるかに関心が移ってきているのがわかります。

英国では今年の 4 月から包装プラの再生材 30% 利用を義務化する (30% 未満の場合に税が課せられる) 制度が導入されるなど、世界は少しずつ規制が強化され始めています。こうした動きを受けて、日本の大手企業でも対応に動き出している状況と思います。

では、資源循環を促進するにあたって、従来の電子マニフェストの扱いをどのようにしていけばよいのでしょうか。

まず、処分方法、品目のデータ見直しが必要になるでしょう。現状の電子マニフェストでは、処分方法の指定は任意であり、品目もそれだけでは再生される品目かはわからない状態ですが、これを再生か否かの項目に明確に見直す必要があります。

す。他にも、実態として「その他中間処理」が多用されている点や、中間処理 (再生) でマニフェスト卒業後のトレース情報が無い点などの課題にも対処が必要です。

表 電子マニフェストを資源循環へ活用する場合の課題

分類	対処すべき課題の例
品目分類	再資源化されるものとそうでないものの区別がつかない
処分方法	入力は任意のため入力されない場合もある 再生も含む複合的な処理時に「その他中間処理」を使っているケースがある
二次情報 (再生時)	中間処理 (再生) となった場合にその先のトレーサビリティ情報が無い

これら課題をクリアすることで、マニフェストデータ上でリサイクルされたデータを識別することができます。たとえば、そのようなリサイクルデータに JWNET が再資源化由来証明を発行すれば、そのリサイクル素材を利用する事業者は再資源利用を証明でき、リサイクルを促進できるかもしれません。JWNET にトレーサビリティデータがあると思えば、利用者は安心です。

法的に難しい点もあるかもしれませんが、JWNET が日本の再資源化率を高めることに寄与できるかもしれません。

廃棄物処理の委託先をコストで選んできた時代から、今後は、再資源化率がより高い業者や CO2 排出量がより少ない業者が選ばれる時代に変わっていくと考えられます。

この時代の変化の中で、マニフェスト情報の果たす役割も変化させていくことで、業界健全化の新しい価値観の波が作れるかもしれません。